○近畿地方整備局告示第二百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
和歌山市湊字中洲坪一七七一番一五から同市湊字中洲坪一六九六番一地先まで	前	一七・〇〇～二七・六〇	〇・三二七	
	後	一七・〇〇～三四・九〇	〇・三二七	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
和歌山市湊字中洲坪一七七一番一五から同市湊字中洲坪一六九六番一地先まで	前	一七・〇〇～二七・六〇	〇・三二七	
	後	一七・〇〇～三四・九〇	〇・三二七	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
和歌山市湊字中洲坪一七七一番一五から同市湊字中洲坪一六九六番一地先まで	前	一七・〇〇～二七・六〇	〇・三二七	
	後	一七・〇〇～三四・九〇	〇・三二七	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
和歌山市湊字中洲坪一七七一番一五から同市湊字中洲坪一六九六番一地先まで	前	一七・〇〇～二七・六〇	〇・三二七	
	後	一七・〇〇～三四・九〇	〇・三二七	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
和歌山市湊字中洲坪一七七一番一五から同市湊字中洲坪一六九六番一地先まで	前	一七・〇〇～二七・六〇	〇・三二七	
	後	一七・〇〇～三四・九〇	〇・三二七	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
和歌山市湊字中洲坪一七七一番一五から同市湊字中洲坪一六九六番一地先まで	前	一七・〇〇～二七・六〇	〇・三二七	
	後	一七・〇〇～三四・九〇	〇・三二七	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
和歌山市湊字中洲坪一七七一番一五から同市湊字中洲坪一六九六番一地先まで	前	一七・〇〇～二七・六〇	〇・三二七	
	後	一七・〇〇～三四・九〇	〇・三二七	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
和歌山市湊字中洲坪一七七一番一五から同市湊字中洲坪一六九六番一地先まで	前	一七・〇〇～二七・六〇	〇・三二七	
	後	一七・〇〇～三四・九〇	〇・三二七	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号及び二百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
熊本市植木町味取字金山道下三八番一から同市四方寄町字外沖五〇四番一まで	前	A 八・九〇～五七・〇〇	八・二四〇	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二六・〇〇～二〇四・〇〇	二・一八五	
	後	A 八・九〇～五七・〇〇	八・二四〇	
		B・C 二一・四〇～二〇四・〇〇	二・二六三	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	宮崎県児湯郡新富町大字上富田字八反田下三三四九番四から同町大字下富田字廻田三五六二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月十七日

○九州地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日　九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号及び二百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
熊本市植木町味取字金山道下三八番一から同市四方寄町字外沖五〇四番一まで	前	A 八・九〇～五七・〇〇	八・二四〇	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二六・〇〇～二〇四・〇〇	二・一八五	
	後	A 八・九〇～五七・〇〇	八・二四〇	
		B・C 二一・四〇～二〇四・〇〇	二・二六三	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	宮崎県児湯郡新富町大字上富田字八反田下三三四九番四から同町大字下富田字廻田三五六二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月十七日

○北海道開発局告示第百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日　北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
千歳市錦町三丁目一二番一から同市祝梅四六三番三まで	前	A 九・四〇～五一・〇九	七・七五一	上記A・B・C・D・E・F・G及びHは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F 二一・五〇～四六三・〇〇	七・三七三	
	後	A 九・四〇～五一・〇九	七・七五一	
		B・C・D・E・F・G・H 二一・一〇～四六三・〇〇	七・三七三	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日　北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十七号	千歳市祝梅四六三番三から北海道夕張郡長沼町一〇番一三まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年十二月十七日

○北海道開発局告示第百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日　北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
千歳市祝梅四六三番三から北海道夕張郡長沼町一〇番一三まで	前	A 一〇・九一～五〇・〇〇	一一・二四六	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F 二〇・五〇～三二二・〇〇	一〇・八一〇	
	後	A 一〇・九一～五〇・〇〇	一一・二四六	
		B・C・D・E・F・G 二〇・五〇～三二二・〇〇	一〇・八一〇	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日　北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十七号	千歳市流通三丁目五番地先から同市中央八五二番一三八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年十二月十八日